

長崎労働局職員【任期付任用職員】募集要項

1 職種

長崎労働局の任期を定めた常勤職員

2 業務内容

雇用調整助成金の支給業務及びその他関連する業務

（事業主等からの相談対応、支給要領等の職員間共有、厚生労働省への報告、ハローワークからの相談対応などを含む）

不正受給の実地調査等で車の運転を行う場合があります

3 募集人員

1名

4 応募資格

(1) 以下の条件を満たす方

民間企業等での業務の経験を有し、助成金や雇用保険等に関連する業務の実施に必要な能力等を有する者。

(2) 以下に該当する方は応募できません

① 日本国籍を有しない方

② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者

・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

④ 国家公務員法第81条の6（定年による退職）及び附則第8条に該当する方（採用予定日において満61歳に達している方）

(3) 普通自動車免許を有する者（AT限定も可）

5 採用方法

選考による採用となります。

また、人事院規則8-12第42条第2項第1号の規定に基づく任期を定め

た常勤の国家公務員としての採用となります。

なお、任期は令和7年3月末日までとなります。

6 採用日

令和6年6月18日を予定しています。

7 勤務地

長崎労働局（長崎市万才町7-1）

8 勤務時間・休暇

勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

なお、**在職中は自営業を含め原則兼業はできません。**

10 応募方法

(1) 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付のうえ、学歴、職歴（助成金や雇用保険等に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(2) 論文の提出

次の課題について、論文による書類審査を実施します。

<論文の課題>（800文字程度）

「自身のこれまでの業務経験を雇用関係助成金に対してどのように活かせるか、自身の考え・意見を述べよ」

※提出様式は任意。（可能な限りA4サイズの紙をご使用願います。）

※手書き又はPC入力どちらでも可。

※PC入力の場合は、長崎労働局ホームページに掲載されている様式を使用することも可。

(3) 応募先

(1)及び(2)については、1つの封筒に同封し、長崎労働局総務部総務課人事係山下あて郵送(直接持参も可)下さい。宛先は下記13のとおりです。

応募の秘密については厳守します。また、論文は、目的外に使用しないことをお約束し、こちらで処分させていただきますのでご了承ください。

なお、不採用の場合の履歴書及び職務経歴書については返却いたします。

また、雇用保険を受給している方は必ずハローワークの紹介を受けてください

11 応募期限

令和6年5月17日(金) <必着>

持参の場合は当日17:00までとします。

12 選考方法

【第1次選考】

(選考内容)

職務経歴、論文による書類審査

※ 職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第1次選考通過者を決定します。

(選考通過者発表)

通過したか否かに関わらず令和6年5月24日(金)までに全員に文書にて連絡します。

【第2次選考】

(人物試験(個別面接))

人物試験による審査

試験日は令和6年5月28日(火)に実施予定

(詳細な日時及び場所等については、第1次選考通過者あてに通知します。)

(合格者発表)

合否にかかわらず令和6年6月5日(水)までに全員に電話または文書にて連絡します。

13 採用が決定した場合

採用内定後、直近6か月以内に受診した健康診断書及び学校の卒業証明書及び在職証明書(複数の職歴がある場合は原則すべて)等を長崎労働局総務部総務課あてご提出いただきます。詳細につきましては、採用決定通知と併せてお知らせいたしますが、予めご了承ください。

14 応募等に関する照会先

長崎労働局総務部総務課人事係 山下

住所 長崎県長崎市万才町7-1 TBMビル3階

電話 095-801-0020

(別紙)

給与等について

1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経歴等が考慮されます（15万円～35万円程度。一般的な例）。

2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。

扶養手当・・・扶養親族のある者に、配偶者月額6,500円、子1人につき10,000円等

住居手当・・・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高28,000円

通勤手当・・・交通機関を利用している者等、運賃等相当額（1か月あたり最高55,000円）

期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）・・・1年間に俸給等の約4.50か月分

（令和5年度実績）

※期末手当・勤勉手当の支給月は6月と12月です。ただし、本採用における支給月は12月となります。（採用となった日から12月（支給月）までの勤務実績に応じた支給額となりますことを予めご了承下さい。）